



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

地方自治法施行令による人口の告示(七七一・市町村課) 1

鳥獣保護区の指定の一部改正(七七二・自然保護課) 1

休獵区の指定の一部改正(七七三、七七四・自然保護課) 1

農業振興地域の指定の一部改正(七七五、七七六・農林政策課) 2

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正(七七七、七九一・河川砂防課) 4

告 示

告 示

秋田県告示第七百七十一号
平成十七年九月二十日から、仙北郡角館町、同郡田沢湖町及び同郡西木村を廃し、その区域をもつて仙北市を設置する处分に伴つ地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十六条第一項及び第一百七十七条第一項の規定による仙北郡及び仙北市の人団は、次のとおりである。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百七十二号
仙北郡 一四、二〇七人
仙北市 三三、五六五人

秋田県告示第七百七十三号
鳥獣保護区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十二号)の一部を次のように改定し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百七十四号
休獵区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

表柴倉岳休獵区の項中「鹿角市、仙北郡田沢湖町」を「と仙北市」に、「国有林二十林班」を「東北森林管理局米代川計画区上小阿仁支署千二十林班」に、「国有林二十一林班」を「同支署千二十一林班」に改め、「同林班界を西進し」の下に「同支署千二十四林班の林班界との交点に至り、同林班界を西進し」を加え、「同林班界を北進し」を「同林班、千二十一林班及び千十九林班の林班界に沿つて北進し」に改め、表虚空藏岳休獵区の項中「仙北郡角館町」を「仙北市」に、「同市土川と長野の」を「大仙市土川と長野との」に改め、表入角休獵区の項中「仙北郡」を「仙北市」に、「町道町後前郷線」を「市道町後前郷線」に、「町道抱返線」を「市道抱返

表中「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に、「国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区五十三林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署三千五十三林班」に、「及びモツコ岳を経て和賀岳山頂」を「モツコ岳及び和賀岳を経て小杉山山頂」に、「同郡角館町」を「同市」に、「国有林秋田森林管理署事業区」及び「同事業区」を「同署」に、「田沢湖町と角館町」を「仙北市田沢湖生保内と同市角館町白岩」に、「国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区六十四林班と五十七林班」を「同署三千六十四林班と三千五十七林班」に改める。

秋田県告示第七百七十二号
休獵区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

表柴倉岳休獵区の項中「鹿角市、仙北郡田沢湖町」を「と仙北市」に、「国有林倉線」を「市道柴倉線」に、「町道都野線」を「市道都野線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道岡船線」を「市道岡船線」に、「町道岡崎線」を「市道岡崎線」に、「国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区百十五林班と百十六林班との境界」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署千百十五林班と千百十六林班との林班界」に、「同町と同郡西木村」を「同市田沢湖岡崎と西木町西明寺」に改める。

秋田県告示第七百七十四号

休獵区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

表柴倉岳休獵区の項中「鹿角市、仙北郡田沢湖町」を「と仙北市」に、「国有林二十林班」を「東北森林管理局米代川計画区上小阿仁支署千二十林班」に、「国有林二十一林班」を「同支署千二十一林班」に改め、「同林班界を西進し」を加え、「同林班界を北進し」を「同林班、千二十一林班及び千十九林班の林班界に沿つて北進し」に改め、表虚空藏岳休獵区の項中「仙北郡角館町」を「仙北市」に、「同市土川と長野の」を「大仙市土川と長野との」に改め、表入角休獵区の項中「仙北郡」を「仙北市」に、「町道町後前郷線」を「市道町後前郷線」に、「町道抱返線」を「市道抱返

線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道内沢線」を「市道内沢線」に、「同町と」を「同市と」に、「町道寺後入角線」を「市道寺後入角線」に改め、表オソ沢休獣区の項中「仙北郡西木村」を「仙北市」に改め、「同境界を南進し同市と同郡角館町との境界との交点に至り」を削り、表湯野休獣区の項中「仙北郡西木村内」を「仙北市西木町地内」に、「村道長戸呂線」を「市道長戸呂線」に、「村道小山寺下田線」を「市道小山寺下田線」に、「同村道」を「同市道」に改める。

秋田県告示第七百七十五号

農業振興地域の指定（昭和四十七年秋田県告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表西木農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第七百七十六号

農業振興地域の指定（昭和四十八年秋田県告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表角館農業振興地域の項を次のように改める。

仙北農業振興地域

域	仙北市のうち次の区域を除いた区域
(一)	国有林野（字湯淵沢国有林三千九林班イ小班、口小班及びハ小班、字戸瀬沢国有林三千十林班イ小班、口小班及びハ小班、字渋黒沢国有林三千十二林班イ小班、字鴻前山国有林千九十九林班ワ小班及びカ小班並びに字大沢国有林千五十八林班七小班の区域を除く。）
(二)	角館町森林計画図（平成十六年度版）中第二林班から第五十林班まで、第五十三林班から第六十八林班（大字角館町山谷川崎のうち上萩ノ台一番地の二十五、一番地の二十六及び一番地の二十八から一番地の三十一までの区域を除く。）まで、第七十一林班のうち小班番号八から八十五まで、第七十三林班から第八十四林班まで及び第八十七林班の民有林
(三)	田沢湖町森林計画図（平成十六年度版）中第一林班から

(四) 西木村森林計画図（平成十六年度版）中第一林班のうち小班番号十三から四十六林班までの民有林から三百四十六林班までの民有林三林班のうち小班番号四十から五十九まで、第四林班のうち小班番号十一から二十四まで、第五林班のうち小班番号七から二十一まで、二十七から四十一まで、四十五から四十七まで、四十九から五十二まで、五十四から七十五まで及び七十八、第六林班のうち小班番号一及び二、第七林班のうち小班番号六十二から百六十一まで、第八林班のうち小班番号七十四から八十八まで及び九十一から百三十一まで、第九林班のうち小班番号二十五から二十八まで及び三十から四十五まで、第十林班のうち小班番号十一から十八まで、五十一から五十三まで、五十五から七十二まで、七八から百十三まで、百十五、百十六及び百十八から百三十まで、第十一林班のうち小班番号百二十四、百二十五、百二十八から百三十三まで、百三十五から百四十一まで、百五十三から百六十三まで及び百六十七から三百九十一まで、第十二林班のうち小班番号八十六から八十八まで、九十一から九十三まで、九十五から九十七まで及び九十九から百四十九まで、第十三林班のうち小班番号一から七十二まで、九十一から九十八まで、百から百三十四まで、百三十七から百四十一まで、百五十九から百六十二まで及び百六十六から百七十一まで、第十四林班のうち小班番号十三から二十三まで、三十九から四十一まで及び四十七から五十五まで、第十五林班のうち小班番号一から十九まで、第十六林班のうち小班番号一から十一まで、第十七林班のうち小班番号一から二十七まで、第十八林班のうち小班番号一から二十九まで、第十九林班のうち小班番号八及び九、第二十林班のうち小班番号一から十二まで及び三十から五十五まで、第二十一林班のうち小班番号一から十一まで、第二十二林班のうち小班番号六から五十三まで、五十五及

び五十六、第一十三林班のうち小班番号十五及び十六、第二十四林班のうち小班番号二十一から百十二まで、第二十五林班のうち小班番号十四から十九まで、二十九から三十三まで、五十二から九十五まで、五十七から六十五まで、八十二から九十五まで、百から百五まで、百十九及び百一十、第二十六林班のうち小班番号十四から百三十三まで及び百三十五から百三十七まで、第二十七林班のうち小班番号十二から百七十七まで、第二十八林班のうち小班番号十一、十三から十五まで、二十七から三十七まで、五一から五十三まで及び五十八から百三まで、第二十九林班のうち小班番号一から四十五まで、五十八から六十六まで、六十九から七十四まで及び七十七から八十四まで、第三十一林班のうち小班番号二百九から二百七十一まで、第三十二林班のうち小班番号十七から二十四まで、第三十三林班のうち小班番号一から二十三まで及び二十五から四十まで、第三十四林班のうち小班番号一から十三まで、十七から二十四まで、四十四及び五十三から五十六まで、第三十五林班のうち小班番号五から十二まで、二十三から三十まで、三十六から七十二まで及び七十八から百二十八まで、第三十六林班のうち小班番号一から七まで、十六から二十八まで、三十九から百十九まで及び百二十五から百六十五まで、第三十七林班のうち小班番号一から十七まで、二十三から三十三まで及び三十七から七十七まで、第三十八林班のうち小班番号一から十七まで及び二十から六十二まで、第三十九林班のうち小班番号一から四まで、六から三十七まで及び四十七から五十五まで、第四十林班のうち小班番号九から六十まで、第四十一林班のうち小班番号一から三十七まで、五十から五十六まで、六十及び七十五から八十五まで、第四十二林班のうち小班番号一から百十まで及び百一十から百二十六まで、第四十三林班のうち小班番号一から十三まで、第四十四林班のうち小班番号一から九まで、十一から四十五まで及び四十七、第四十五林班のうち小班番号一、四から八まで、十一から十三まで、十七から二十六まで、二十九から七十二まで及び七十四、第四十六林班のうち小班番号一から三まで及び十三から四十三

まで、第四十七林班のうち小班番号一から十九まで、第四十八林班のうち小班番号一から十九まで、第四十九林班のうち小班番号一、第五十林班のうち小班番号一から三十九まで及び四十八から六十二まで、第五十一林班のうち小班番号一から九十七まで、第五十三林班のうち小班番号一から三十三まで、十五から二十二まで及び二十六から三十四まで、第五十二林班のうち小班番号一から六まで、二十二から七十四まで、七十九及び九十から九十七まで、第五十九林班のうち小班番号一から二十二まで、三十六、四十九及び五十、第五十四林班のうち小班番号七から三十六まで及び四十二から五十二まで、第五十五林班のうち小班番号一から六十三まで、第五十六林班のうち小班番号一から二十六まで、第五十七林班のうち小班番号一から三十九まで及び四十八林班のうち小班番号一から六十八まで、七十から七十三まで、八十及び八十一、第五十九林班のうち小班番号一から十九まで及び六十一から六十五まで、第六十林班のうち小班番号三十一から四十まで及び五十四から六十六まで、第六十一林班のうち小班番号八、九及び十三から二十まで、第六十二林班のうち小班番号八、十三、十四、二十一、二十三、一十八、三十一及び三十二、第六十三林班のうち小班番号一から四まで及び八、第六十四林班のうち小班番号一から十一まで、第六十五林班のうち小班番号九、十及び二十八から三十五まで、第六十六林班のうち小班番号六から十五まで及び二十三から二十七まで、第六十七林班のうち小班番号一から二十一まで、第六十六林班のうち小班番号九、十及び二十八から三十五まで、第六十九林班のうち小班番号六から十五まで及び二十三から二十七まで、第七十一林班のうち小班番号一から二十六まで、第七十二林班のうち小班番号一、五から六十九まで及び八十二から八十四まで、第七十林班のうち小班番号一から六十一まで及び六十六から九十一まで、第七十三林班のうち小班番号一から九十九まで、第七十四林班のうち小班番号一から八まで、十から十五まで、三十一から四十九まで及び五十二から五十九まで、第七十五林班のうち小班番号七から二十五まで及び四十四から五十七まで、第七十六林班のうち小班番号一から五十七まで、第七十七林班

のうち小班番号一から八十八まで、第七十八林班のうち小班番号一から五十ーまで、第七十九林班のうち小班番号一から六十六まで、第八十林班のうち小班番号一から四十七まで、第八十一林班のうち小班番号一から九まで及び三十一まで、六から百二十七まで、第八十三林班のうち小班番号一から五まで、第八十四林班のうち小班番号一から五十九まで、六十三から七十九まで及び八十三から八十六まで、第八十五林班のうち小班番号十四から三十六まで、第八十六林班のうち小班番号四十五から九十七まで、第八十七林班のうち小班番号三十六から五十一まで、第八十八林班のうち小班番号五から十まで、十八及び十九、第八十九林班のうち小班番号九から三十六まで、第九十林班のうち小班番号二十から三十三まで、第九十一林班のうち小班番号一、二、五から八まで及び十二から三十九まで、第九十二林班のうち小班番号十四から四十七まで、第九十三林班のうち小班番号三十一から四十二まで及び七十六から八十二まで、第九十四林班のうち小班番号一から十三まで、第九十五林班のうち小班番号一から百十八まで並びに第九十六林班のうち小班番号一から三十一まで、三十三及び三十四の民有林番地から二十一番地まで、二十九番地の二から十九番地の二まで、十九番地の四、十九番地の八から十九番地の十一まで、九番地の五、十番地の二、十一番地から十三番地の一まで、十三番地の三、十六番地の一から十九番地の一まで、三十一番地から二十八番地まで、二十九番地の二、二十九番地の六、三十番地から三十六番地まで、三十七番地の二、三十七番地の四、三十八番地から四十一番地まで、四十三番地の二、四十四番地の二、四十五番地の一から五十番地の二まで、五十二番地の一、五十三番地の一、五十三番地の五、五十五番地の一、五十五番地の二、五十五番地の五、五十五番地の六、五十五番地の八、五十五番地の九、五十五番地から六十番地まで、百六十九番地の一から百六十九番地の三まで、百七十番地の一、百七十番地の二、百七十番地の四、百七十一番地、百七十六番地、百七十九番地の三、百八十番地の一、百八十一番地から百八十三番地ま

秋田県告示第七百七十七号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号）の一部を
次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

表田沢湖農業振興地域の項を削る

(六) 地の十二まで、百八十四番地の二十六及び百八十四番地の二十七並びに上町屋七十五番地の三、七十六番地から七十九番地の二まで、七十九番地の七、八十三番地の一、八十七番地、八十八番地、八十九番地の二、九十番地、九十二番地の一、九十三番地、百一番地、百二十五番地、百一十九番地から百三十三番地まで、百三十五番地の一、百三十六番地の一、百三十六番地の三、百三十八番地の一から百三十八番地の五まで、百三十九番地の一、百四十三番地の一、百四十四番地の一、百四十五番地の一、百四十五番地の二及び百四十六番地の区域

秋田県知事　寺田典城
表岩瀬の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、表田町の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、「角館町」を削り、「岩瀬」を「角館町」に改め、表水ノ目沢の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、「角館町」を削り、「角館町」を「細越町」に改め、「仙北市」を「仙北市」に改める。

秋田県告示第七百七十八号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十六年秋田県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第七百八十五号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十年秋田県告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月三十日

表中菅沢の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、「角館町」を削り、「岩瀬」を

表以外の部分中「土木部砂防課並びに男鹿市役所及び関係町役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第七百八十六号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十年秋田県告示第七百五十六号）の一部を次
のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

「表道田木の頂中
仙北郡
町田沢湖
田沢
を
仙北市
田沢湖
田沢

秋田県告示第七百八十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十一年秋田県告示第一二百三十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

秋田県知事 寺田 典城
表高屋敷の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、「角館町」を削り、「白岩」を
「角館町白岩」に改め、表水の目沢の項中「水の目沢」を「水ノ目沢」に、「仙北
郡」を「仙北市」に改め、「角館町」を削り、「岩瀬」を「角館町」に、「上新町
」を「上新町」に改め、表松葉1号の項中「仙北郡」を「仙
北市」に改め、「西木村」を削り、「下桧木内」を「西木町桧木内」に改める。

秋田県告示第七百八十八号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成二年秋田県告示第二百一十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

秋田県知事 寺田典城

根町に改め、「岩瀬」を削る。

表以外の部分中「土木部砂防課及び仙北土木事務所並びに角館町役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第七百八十九号

ように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。
平成十七年九月二十日

る。表中
仙北郡
町 田沢湖
田沢
を
仙北市
田沢湖
に改め

表以外の部分中「土木部砂防課及び仙北事務所並びに田沢湖町役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第七百九十九号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成五年秋田県告示第百九十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

秋田県知事 寺田典城
表小倉通りの項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、「角館町」を削り、「雲然」を
「角館丁雲然」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第七百九十一号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十三年秋田県告示第一一七号）の一部を次のよ

うに改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月二十日

表田町下丁の項中「仙北郡」を「仙北市」に、「角館町岩瀬字中菅沢」を「角館町中菅沢」に改める。
表以外の部分中「建設交通部砂防課及び関係建設事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一號
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所
者

秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(0186)876-6666
FAX(0186)876-6666
E-mail:matsubara@matsubarainansatsu.com
株式会社松原雄号